

大津市外国人観光客受入等整備促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、外国人観光客の受入環境を整備する事業を行う者に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する経費の一部を補助することにより、本市を訪れる外国人観光客の利便性と快適性の向上を図り、もって本市の観光の振興に資することを目的とする。

(補助事業の区分)

第2条 この要綱による大津市外国人観光客受入等整備促進補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 無料公衆無線 LAN 環境の整備
- (2) 外国語表記の整備（施設内表示、案内板等）
- (3) 外国語メニュー表示の作成
- (4) 外国語パンフレット・リーフレット・マップ等の作成
- (5) 外国語ウェブサイトの作成
- (6) 前各号に掲げるもののほか、外国人観光客の利便性と快適性の向上に資すると市長が認める事業

(補助事業の要件)

第3条 前条各号に掲げる区分ごとの補助事業の要件は、別表第1の左欄に掲げる補助事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、工事費、備品購入費、印刷製本費、筆耕翻訳料その他補助事業の実施に要する経費であって、市長が必要と認めるものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市の区域内において宿泊施設、商業施設、観光施設その他の観光客が利用する施設を運営している者その他の市内観光客の周遊に資する事業を行っている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 補助金の交付の申請時において、市税を滞納している者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと

同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員であると認められるとき。

ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、200,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、1の補助対象者につき1年度当たり1回限りとする。

(交付申請書)

第7条 大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市外国人観光客受入等整備促進補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の交付申請書には、別表第2の左欄に掲げる補助事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類を添付しなければならない。

(決定通知書)

第8条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市外国人観光客受入等整備促進補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市外国人観光客受入等整備促進補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第9条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市外国人観光客受入等整備促進補助金交付決定取消通知書(様式第4号)又は大津市外国人観光客受入等整備促進補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第10条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市外国人観光客受入等整備促進補助事業変更承認申請書(様式第6号)又は大津市外国人観光客受入等整備促進補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)とする。

2 前項の変更承認申請書には、第7条第2項の規定により交付申請書に添付した書類のうち変更に係るものを添付しなければならない。

(承認通知書等)

第11条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市外国人観光客受入等整備促進補助事業変更承認決定通知書(様式第8号)若しくは大津市外国人観光客受入等整備促進補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第9号)又は大津市外国人観光客受入等整備促進補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第10号)若しくは大津市外国人観光客受入等整備促進補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書

(様式第11号)により行うものとする。

(実績報告書)

第12条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市外国人観光客受入等整備促進補助事業実績報告書(様式第12号)とする。

- 2 前項の実績報告書には、事業実施報告書、領収書(明細を記したものを含む。)の写し、成果物又は作成物の内容が分かる書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(確定通知書)

第13条 規則第15条の規定による通知は、大津市外国人観光客受入等整備促進補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第14条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市外国人観光客受入等整備促進補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(事前交付請求に係る交付請求書)

第15条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市外国人観光客受入等整備促進補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(取消通知書)

第16条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市外国人観光客受入等整備促進補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第17条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市外国人観光客受入等整備促進補助金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	補助の要件
無料公衆無線 LAN 環境の整備	(1) 利用者が無料で利用できる無線 LAN を施設内に整備するものであること。 (2) 新たに整備するものであること。 (3) 無線 LAN を無料で利用できることを外国人にも分かるように表示すること。 (4) 安全に利用できるための対策を講じること。
外国語表記の整備（施設内表示、案内板等）	(1) 英語その他の外国語で、施設の看板、案内板、施設の概要及び施設内設備の利用方法等を用意するものであること。 (2) 新たに整備するものであること。 (3) 風雨等で容易に破損しないような作成物とすること。
外国語メニュー表示の作成	(1) 英語その他の外国語の食事メニューを用意するものであること。 (2) 外国語の食事メニュー設置店であることを表記する案内板等を新たに設置するものであること。 (3) 料理写真の掲載や使用食材の表記など、外国人にも分かりやすく、安心して利用できる内容とすること。
外国語パンフレット・リーフレット・マップ等の作成	(1) 英語その他の外国語で、施設を PR するためのパンフレット又は市内観光情報案内ガイドブック・リーフレットを作成するものであること。 (2) 新たに作成するものであること。 (3) 発行者及び施設の概要（名称、種別、連絡先、営業時間、料金等）を明記するものであること。
外国語ウェブサイトの作成	(1) 英語その他の外国語で、施設のホームページを整備するものであること。 (2) 新たに整備するものであること。

別表第2（第7条関係）

対象事業	添付書類
全事業共通	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 見積書（写し可） (4) 営業の許可を受けていることを証する書類の写し (5) 市税の滞納がないことを証明する納税証明書 (6) 定款又はこれに準ずる書類

無料公衆無線 LAN 環境の整備	(1) 設置の内容が分かる資料 (2) 設置場所の見取り図 (3) その他市長が認める書類
外国語表記の整備（施設内表示、案内板等）	(1) 設置の内容が分かる資料 (2) 設置場所の見取り図 (3) その他市長が認める書類
外国語メニュー表示の作成	(1) 成果予定物又はその原案（内容の分かるもの） (2) その他市長が認める書類
外国語パンフレット・リーフレット・マップ等の作成	(1) 成果予定物又はその原案（内容の分かるもの） (2) その他市長が認める書類
外国語ウェブサイト作成	(1) 成果予定物又はその原案（内容の分かるもの） (2) その他市長が認める書類

様式第1号（第7条関係）

大津市外国人観光客受入等整備促進補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住 所

氏 名

（法人等の場合は、法人等の名称及び代表者名）

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市外国人観光客受入等整備促進補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	

様式第2号（第8条関係）

大津市外国人観光客受入等整備促進補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市外国人観光客受入等整備促進補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。 (4) 前各号に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を命じることがある。

（注）補助事業の目的及び内容の項のただし書きについては、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請書に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第3号（第8条関係）

大津市外国人観光客受入等整備促進補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市外国人観光客受入等整備促進補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第4号（第9条関係）

大津市外国人観光客受入等整備促進補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市外国人観光客受入等整備促進補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第5号（第9条関係）

大津市外国人観光客受入等整備促進補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市外国人観光客受入等整備促進補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

様式第6号（第10条関係）

大津市外国人観光客受入等整備促進補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（法人等の場合は、法人等の名称及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市外国人観光客受入等整備促進補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第7号（第10条関係）

大津市外国人観光客受入等整備促進補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（法人等の場合は、法人等の名称及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市外国人観光客受入等整備促進補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中 止（廃止）する理由	
中 止（廃止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第8号（第11条関係）

大津市外国人観光客受入等整備促進補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市外国人観光客受入等整備促進補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
変 更 し た 承 認 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第9号（第11条関係）

大津市外国人観光客受入等整備促進補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市外国人観光客受入等整備促進補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号（第11条関係）

大津市外国人観光客受入等整備促進補助変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市外国人観光客受入等整備促進補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第11号（第11条関係）

大津市外国人観光客受入等整備促進補助事業
中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市外国人観光客受入等整備促進補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第12号（第12条関係）

大津市外国人観光客受入等整備促進補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住所

氏名

(法人等の場合は、法人等の名称及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市外国人観光客受入等整備促進補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補助事業の経費清算額 (補助対象金額)	円
添 付 書 類	

様式第13号（第13条関係）

大津市外国人観光客受入等整備促進補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市外国人観光客受入等整備促進補助事業について、次のとおり大津市外国人観光客受入等整備促進補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第14号（第14条関係）

大津市外国人観光客受入等整備促進補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

㊟

（法人等の場合は、法人等の名称及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった大津市外国人観光客受入等整備促進補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
振 込 金 先 融 機 関	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通 ・ 当座
	口 座 名 義
添 付 書 類	

様式第15号（第15条関係）

大津市外国人観光客受入等整備促進補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

㊟

（法人等の場合は、法人等の名称及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市外国人観光客受入等整備促進補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり事前交付請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由	
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通 ・ 当座
	口 座 名 義
添 付 書 類	

様式第16号（第16条関係）

大津市外国人観光客受入等整備促進補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市外国人観光客受入等整備促進補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 (確 定) 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 (確 定) 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第17号（第17条関係）

大津市外国人観光客受入等整備促進補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市外国人観光客受入等整備促進補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。